

## 江別市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

介護保険事業者は、サービスの提供中に事故が発生した場合は、以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が求められています。

- ① サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに江別市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 1 報告を要する事故等

介護保険事業者は、サービス提供中に以下の事故等が発生した場合は、江別市等へ報告をしてください。

	項目	対象事例
著しく重大な事故等	入所者等の死亡事故	・ 事故死、自殺等 (事業所側の故意、過失の有無は問いません)
	役員又は職員による不法行為	・ 利用者の処遇に影響があるもの 例) 預り金の着服、横領、盗難等
	入所者等に対する虐待	・ 不適切な処遇又はその疑いのあるものを含む。
	入所者等による不法行為	
	入所者等の失踪及び行方不明	・ 捜索願が出されたもの
	火災	・ 消防機関に出動を要請したもの
重大な事故等	その他テレビ、新聞等で報道された事案	・ 報道される可能性のある事案を含む。
	入所者等の負傷	・ 医療機関への入院又は通院を要したもの (事業所側の故意、過失の有無は問いません)
	入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬	
	無断外出	
	入所者等が病気により死亡した場合であって、死因等に疑義が生じる可能性のあるもの	・ 家族等とトラブルが発生することが予測されるもの
その他報告が必要と認められるもの	・ 送迎、通院時の交通事故等	

## 2 報告の手順

- (1) 介護保険事業者は、1で定める事故等のうち「著しく重大な事故等」が発生した時は、直ちに江別市へ連絡してください。この連絡をした日から7日以内に、報告書等を提出してください。
- (2) 介護保険事業者は、1で定める事故等のうち「重大な事故等」が発生した時は、事故発生後又は事故発覚後30日以内に、報告書等を江別市へ提出してください。

※ 事故処理が長期化し、上記期限内に確定していない事項がある場合は、報告書にその旨を記載して提出してください。確定事項の報告時期については、個別に江別市へ確認してください。

## 3 報告の様式、添付書類

### (1) 様式

「事故等発生状況報告書（第1号様式）」

※ この様式により難いときは、北海道が定める様式を用いることができます。

### (2) 添付書類

- ア 利用者のケアプラン、支援計画及びアセスメント表
- イ 事故発生時の現場見取り図
- ウ 事故等の対応を協議した会議録
- エ 食事に関する事故等においては、当該事故等に係る入所者等の栄養計画

※ 施設等において本報告とは別に作成している事故報告書、事故防止委員会等の記録がある場合は、その写しを添付してください。

## 4 報告先

江別市への報告先は次のとおりとします。また、被保険者の保険者が江別市以外であるときは、当該保険者にも併せて報告してください。

報告にあたっては、個人情報が含まれているので、取扱いには十分注意してください。

【報告先】 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地  
江別市健康福祉部介護保険課介護給付係  
電話 011-381-1067  
FAX 011-381-1073  
メールアドレス kaigo@city.ebetsu.lg.jp